

## 性差医学・医療認定医／指導士の申請～認定について

### 1. 性差医学・医療認定医／指導士申請要件

下記（１）から（４）のいずれも満たすこと

（１）性差医学・医療に寄与する医療関係専門職（医師、歯科医師、国家資格または専門資格を持つ看護師、薬剤師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床検査技師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、診療放射線技師、介護支援専門員、臨床心理士、健康運動指導士等）あるいはそれ以外の職種に従事し、性差を意識したヘルスケアを実践する意欲があること。

（２）本学会の会員で３年以上の会員歴があり、未納会費がないこと。尚、現在入会手続き中を含めて、会員であれば暫定認定の対象とし、申請は可能とする

（３）本学会学術集会の参加歴があること（過去３年以内）

（４）認定研修で所定の単位を受講済みであること

### 2. 申請書類

（１）認定申請書（履歴書、志望動機含む）

（２）当学会理事・監事・評議員ないし所属長（施設長、上司等）の推薦書

（３）医療関係専門職等の職種を証明する書類（免許等）の写し

（４）所定の研修単位取得を証明する受講証の写し

（５）過去３年以内の学術集会の参加証など参加を証明するもの\*1

（６）審査料の振り込みを証明するものの写し

\*1 筆頭演者や座長の記載がある抄録・プログラムの写し、参加領収書など

### 3. 認定プロセス

（１）申請書類一式を受領後、書類審査を行い、要件を満たすことを確認

（２）認定試験問題の URL を送付し、期日までに回答してもらう

（３）試験合格を確認後、理事会審議を経て認定される

（４）認定料の振り込みを確認後、認定証を発行する

### 4. 認定試験と暫定認定\*2について

（１）認定試験は選択式 20 問程度（認定研修、特にベーシック講座からの出題を中心に）

（２）認定試験はオンラインもしくは郵送で行う。

（３）会員歴は申請当該年度を含めて年度で計算し、３年未満の場合は暫定認定とする

（４）暫定認定に対しても同一フォームの認定証を送付する

（５）暫定認定は、入会后３年次に未納会費が無いことを確認して本認定へ移行する

\*2 暫定認定の申請は認定制度発足後３年間の時限的な措置とする。